

### 3 キャリアパス要件について<処遇改善加算>

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓)  変更なし

次の要件について該当するものにチェック(✓)し、必要事項を具体的に記載すること。

|  |                                   |   |
|--|-----------------------------------|---|
| キャリアパス要件Ⅰ 次のイからハまでのすべての基準を満たす。                 |                                   | 加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 |
| イ  | 介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。 |   |
| ロ  | イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。  |   |
| ハ、イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。 |                                   |   |

|  |  |  |
|--|--|--|
| キャリアパス要件Ⅱ 次のイとロ両方の基準を満たす。                          |  | 加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当  |
| イ  | 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①、②に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。 |  |
| イの実現のための具体的な取組内容<br>(該当する項目にチェック(✓)した上で、具体的な内容を記載) | <input type="checkbox"/> ①   | 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。 ※当該取組の内容について下記に記載すること   |
|  | <input checked="" type="checkbox"/> ②  | 資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について下記に記載すること<br>介護福祉士、認知症ケア専門士、介護支援専門員の受験者は、試験日前日当日は休みとし、試験場所までの交通費を支給する。介護支援専門員の更新研修等外部研修への参加については、研修費用は全て法人負担とし、当日は勤務扱いとする。 |
| ロ イについて、全ての介護職員に周知している。                            |  |  |

|                                   |  |  |
|-----------------------------------|--|--|
| キャリアパス要件Ⅲ 次のイとロ両方の基準を満たす。         |  | 加算Ⅰの場合は必ず「該当」 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当                      |
| イ                                 | 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。 |  |
| 具体的な仕組みの内容(該当するもの全てにチェック(✓)すること。) | <input checked="" type="checkbox"/> ①                        | 経験に応じて昇給する仕組み<br>※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。   |
|                                   | <input checked="" type="checkbox"/> ②                        | 資格等に応じて昇給する仕組み<br>※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。 |
|                                   | <input type="checkbox"/> ③                                   | 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み<br>※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。          |
| ロ イについて、全ての介護職員に周知している。           |  |  |

※要件Ⅲを満たす(加算Ⅰを算定する)場合、昇給する仕組みを具体的に記載している就業規則等について、指定権者からの求めがあった場合には速やかに提出できるよう、適切に保管すること。